

その他同意事項

(証憑の提出)

第1条

実行団体が求めた場合には、営業許可証、確定申告の写し等の営業の実態を確認できる書面を実行団体に提出しなければならない。

2 前項の証憑以外の本事業の要件を満たしていることを証明できる証憑についても実行団体が求めた場合には、実行団体に提出しなければならない。

(転売・譲渡・換金・預け入れの禁止)

第2条

電子マネーマチカマネー及び松山市プレミアム付飲食券を転売・譲渡・現金への換金、及び金融機関への預け入れをしてはならない。

(飲食券の利用)

第3条

松山市プレミアム付飲食券は、額面金額以上の支払いにのみの利用できる。

2 松山市プレミアム付飲食券で決済された場合は、釣銭を支払ってはならない。

(盗難・紛失等)

第4条

松山市プレミアム付飲食券の盗難・紛失、滅失、破損又は偽造、模造等に対する責任は、実行団体は責を負わない。

(飲食券の利用期間)

第5条

松山市プレミアム付飲食券は飲食券に記載された利用期間内に限り利用可能とする。なお、期限を過ぎた利用は無効とする。

(画像の利用)

第6条

加盟店は、実行団体が加盟店を紹介するためにウェブサイトやSNSに掲載する画像について、加盟店の公式サイト・公式SNSより取得し、利用することに同意しなければならない。

(加盟店情報の第三者提供)

第7条

加盟店は、実行団体が加盟店情報を第三者に提供することについて同意しなければならない。

(誤決済)

第8条

店舗型 QR を利用して決済において、利用者と加盟店において誤決済が発生した場合は、次の各号のように取り扱うものとする。

- (1) 利用者より加盟店が提供する商品又は役務の額に比べ、少なく決済した場合、株式会社まちペイは、当該利用者より決済した額に応じた費用の請求並びに負担額及び決済額の支払いを行う。
- (2) 利用者より加盟店が提供する商品又は役務の額に比べ、多く加盟店が決済をした場合、株式会社まちペイは、利用者からの不当利得返還請求に応じるため、加盟店に対し、利用者の受けた商品又は役務の額を超える部分についての決済を取り消すことができる。
- (3) 前2号の場合において、実行団体に帰責事由がある場合は、この限りではない。

(地域外決済の禁止)

第9条

店舗型 QR の決済を松山市外で行ってはならない。

- 2 店舗型 QR について、実行団体に提出している店舗住所より持ち出してはならない。

(費用)

第10条

加盟店は、株式会社まちペイとの間で決められた決済手数料、ポイント決済手数料その他の費用を負担しなければならない。

(精算)

第11条

本事業にかかる精算については、株式会社トータルペイメントサービスが行う。

- 2 精算については、他の事業や本事業に関わらない事業者との精算と併せて、本事業の費用等を計算し、実質額のみ請求又は支払いをすることができる。

(統計)

第12条

実行団体は、提出した申請や報告の情報について加盟店に対して事前告知を行わず、公表することができる。なお、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含むものとする。

(調査)

第13条

参加する加盟店は、本事業に関する内容等について、松山市又は事務局からの依頼により実行団体が調査を実施する場合、必ず協力しなければならない。

(紛争等)

第14条

加盟店と利用者との間で本事業に関して紛争等が発生した場合は、加盟店と利用者間で解決するものとする。

(規程等の変更)

第15条

ホームページ等で告知することにより、実行団体が本事業の詳細について変更することができる。